

本ガイドラインは、別途定める「学生優秀講演賞実施要綱」を補足して、本賞の選考および授賞その他の運用について記述したものである。

1. 審査対象

審査対象は博士課程前期までの学生（会員）で、著者は単名とする。応募は 1 人 1 件とする。

2. 審査方法

(1) 講演時間：発表 10 分、質疑 5 分とする。

(2) 審査基準：論文審査 2 項目各 10 点、発表審査 3 項目各 10 点、合計 50 点満点とする。細部については以下のとおり。

論文評価 1：研究の独創性、創意工夫 (論文審査、10 点満点)

論文評価 2：表現の正確さ (論文審査、10 点満点)

発表評価 1：発表態度 (発表審査、10 点満点)

発表評価 2：発表資料 (発表審査、10 点満点)

発表評価 3：質問への回答 (発表審査、10 点満点)

※発表時間をオーバーした場合は、発表評価 1 について減点する場合がある。

(3) 選考委員会

受賞者は選考委員からなる選考委員会によって決定する。

選考委員は委員長を含め計 5 名とし、所属と専門が片寄らないように考慮して人選する。

委員長は選考全般に対し、その責任を負うものとする。

(4) 受賞者の選考

受賞者は選考委員による評点合計の高いものから、全発表件数の 1～2 割程度とする。

ただし評点によらずアイデアに優れた研究、インパクトのある研究などを受賞の対象とできる。

この場合は選考委員の意見を聞いた上で、選考委員会の総意で決定する。選考委員には事前に対象論文を送付して事前審査をお願いする。

3. 表彰

受賞者に賞状と副賞の贈与をもって行う。

4. 審査結果の通知

希望する学生については、審査結果を通知する。

通知内容は評点合計とそのランク (A,B,C,D：A 上位 20%まで、B 上位 40%まで、C 上位 60%まで、D はそれ以下) 及び各審査項目の評点と平均点とする。

以上